

## 第2次周南市水素利活用計画策定業務委託に係る仕様書

本仕様書は、周南市が実施する第2次周南市水素利活用計画策定業務（以下、「本業務」という。）について適用する。なお、本業務は、契約書、契約約款、関係規程及びこの仕様書に基づいて実施する。

### 1 業務名

第2次周南市水素利活用計画策定業務

### 2 業務の目的

本市では、平成25年度より国、県、民間事業者、学識経験者等からなる「周南市水素利活用協議会」を設置し、平成26年4月に協議会の検討の下、本市における今後の水素利活用の取組目標や施策の展開方法等を示した「周南市水素利活用構想」をとりまとめた。

この構想に基づき、具体的な水素利活用に向けた取り組みを明らかにし、本市の他施策と連携を図りつつ、水素エネルギーの利活用を一層進めていくことを目的として、平成27年4月に、令和2年度（2020年度）までを計画期間とする「周南市水素利活用計画」を策定し、様々な水素実証機器を活用した取組等を行ってきた。

当該計画においては、平成30年に目標値、令和2年、令和5年に計画期間を延伸する一部改定を行い、現在に至る。

国による2050年カーボンニュートラル宣言以降、水素はカーボンニュートラル社会の実現に向けた鍵となる次世代エネルギーとして期待されており、本業務は、水素利活用構想の最終年度である令和12年度（2030年度）を視野に入れ、そこで目指すべき姿や方向性を明らかにするとともに、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）の期間について、実現可能な段階までを具体化することを目的として、周南市水素利活用協議会との連携等による調査を行い、その結果に基づき、最適な計画を策定するものである。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

### 4 業務の内容

上記「1 業務の目的」に基づき、周南市水素利活用協議会における議論等を踏まえ、以下の内容を中心に「第2次周南市水素利活用計画」を策定する。

- (1) 水素サプライチェーンの構築に関する計画案の提案
- (2) 水素ステーションを核とした地域づくりモデルの構築に関する計画案の提案
- (3) 水素関連産業等に関する人材育成・補助政策等に関する提案
- (4) 市民、企業等への普及啓発事業に関する提案
- (5) その他2050年カーボンニュートラル実現に向けた水素利活用の取組に関する提案

### 5 実施上の留意点

- (1) 市担当者と綿密な打ち合わせをしながら、必要に応じて調査を行い、本市の特色を活かすことに留意しながら、計画策定を行うこと。
- (2) 国、県及び市の関連する各種構想、計画等（以下「構想等」という。）と整合

を図るとともに、新たな取組や視点も取り入れた計画とすること。また、計画策定中に構想等の改訂、国が新たな政策を示した場合、その他、情勢の変化が生じた場合には、適宜、対応を図ること。

(参考)

- ・「水素基本戦略」(平成 29 年 12 月策定)
- ・「水素基本戦略 骨子案」(令和 5 年 4 月 5 日第 30 回 水素・燃料電池戦略協議会)
- ・「やまぐちコンビナート低炭素化構想」(令和 4 年 10 月策定)
- ・「やまぐち産業脱炭素化戦略」(令和 5 年 3 月策定)
- ・「周南市水素利活用構想」(平成 26 年 4 月策定)
- ・「第 2 次周南市環境基本計画(後期)」(令和 2 年 3 月策定)
- ・「周南市脱炭素社会形成取組指針」(令和 4 年 2 月策定) 等

- (3) 周南市水素利活用協議会との連携を図ること。
- (4) 研究者、企業等の研究開発等に係る秘密保持に最大限配慮すること。
- (5) 作業チームは、十分な経験と知識を有した職員で構成することとし、予め社内で業務遂行体制を整えること。
- (6) 市に対して適宜進捗状況等を報告し、その際は、市担当者の指示に従うこと。また、疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定すること。

## 6 成果の納入

納入数量	電子データ (CD-R 等の電子媒体によること)	1 部
	報告書	5 部

## 7 成果品納入期限、納入場所

納入期限：令和 6 年 3 月 29 日(金)まで

納入場所：周南市岐山通 1 丁目 1 番地 周南市役所本庁舎 3 階

周南市産業振興部 商工振興課 コンビナート脱炭素推進室

## 8 著作権

- (1) 本業務の成果品の著作権の全て(著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。)は、完成と同時に市に帰属し、受注者は著作者人格権等を行使しないものとする。
- (2) 第三者から本業務の成果品に関し、権利侵害に関する訴えが生じた場合、受託者の責めにおいて解決するものとする。